

# 東京医療保健大学大学院研究生受入れ規程

## (目的)

第1条 この規程は、東京医療保健大学大学院学則(以下「学則」という)第30条(研究生、委託生)に基づき、大学院研究生(以下「研究生」という)の受入れに関して必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 大学院において、特定の研究課題について指導を受けようとする者については、教育研究に支障のない限り、研究生として受入れることができる。

2 前項の研究生のうち、他大学の大学院を修了した者については、特別研究生とする。

## (出願資格)

第3条 研究生として入学を志願することができる者は東京医療保健大学大学院修士課程又は博士課程を修了した者とし、特別研究生として入学を志願することができる者は、他大学の大学院修士課程又は博士課程を修了した者及び学部・研究科運営会議(以下「運営会議」という)でこれと同等以上の学力があると認める者とする。

## (出願時期)

第4条 出願時期及び試験日時等は、募集要項に定める。

## (出願手続)

第5条 研究生を志願する者は、次の各号の書類により所定の期日までに学長に願い出なければならない。

(1) 大学院研究生志願書(本大学院所定用紙) (別紙様式第1号)

(2) 年間研究計画書(本大学院所定用紙) (別紙様式第2号)

(3) その他本大学院が指定する書類

2 特別研究生を志願する者は、次の各号の書類により、別表に定める選考料を添えて、所定の期日までに学長に願い出なければならない。

(1) 大学院研究生志願書(本大学院所定用紙) (別紙様式第3号)

(2) 年間研究計画書(本大学院所定用紙) (別紙様式第2号)

(3) 履歴書(本大学院所定用紙、写真貼付)

(4) 最終学校の卒業(見込)証明書及び成績証明書

(5) 健康診断書

(6) その他本大学院が指定する書類

## (選考)

第6条 研究生を志願する者の選考は書類選考、特別研究生を志願する者の選考は面接及び書類選考とし、運営会議の議を経て学長が許可する。

## (入学手続)

第7条 研究生として入学を許可された者は、所定の期日までに別表に定める入学料及び授業料を納入し、入学に必要な手続を行わなければならない。

2 前項の入学手続を完了しない者は、入学許可を取り消す。

## (入学時期)

第8条 研究生の入学時期は、学長が定める。

(研究期間)

第9条 研究生の研究期間は原則6ヶ月以上とする。

2 特別研究生の研究期間は原則3ヶ月以上とする。

3 研究生が研究期間の延長を願い出たときは、研究期間延長願(別紙様式第4号)によりこれを許可することができる。

(研究の方法)

第10条 研究生は、大学院指導教員の指導を受けて、研究計画を立て研究に従事するものとする。

(授業への出席)

第11条 研究生は、大学院指導教員が必要と認めた場合、当該授業科目担当教員の許可を得て当該授業に出席することができる。

(施設の利用)

第12条 研究生は、東京医療保健大学附属図書館等の研究施設等を利用することができる。

(退学)

第13条 研究生が退学しようとするときには、運営会議の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(懲戒)

第14条 学則等に反し、又は正当な理由なく研究活動を怠り研究生としてふさわしくないと認められるときは、学則に基づき懲戒することがある。

(証明書の交付)

第15条 学長は研究生からの請求により研究証明書を交付する。

(その他)

第16条 この規程に定めのない事項については、運営会議の議を経て別途定める。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、大学経営会議において定める。

附則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成21年12月9日から施行する。

別表

	選考料	入学料	授業料
研究生	免除	免除	6ヶ月 25,000円
特別研究生	10,000円	20,000円	3ヶ月 75,000円

注1:特別研究生の選考料については、前年度から継続する場合には免除する。

注2:実験、実習費等は別途実費を徴収する。